

労務監査サービスのおすすめ 労務リスクの時代です

あなたの会社は

大丈夫ですか



増加する労務トラブル

裁判事例1

◆J事件(平成20年12月8日 東京地裁)◆

自動車メーカー向システム開発を行っていた被災労働者が、長時間労働となり体調を崩す。抑うつ神経症と認定され、自宅療養し約4カ月後に職場復帰したが、職場復帰後1カ月後に自殺した。3割の過失相殺が認められたが賠償金額は7,940万円。

裁判事例2

◆K事件(平成22年2月16日 鹿児島地裁)◆

長時間勤務の結果、過労で脳に障害を負い、意識不明の寝たきり状態になったとする訴訟で、過労と症状の因果関係を認め、「過酷な労働環境を漫然と放置した」と、会社側の安全配慮義務違反を認定し、将来の介護費用や未払い賃金など総額約**1億9,400万円**の支払いを命じた。

厚生労働省の労災認定基準

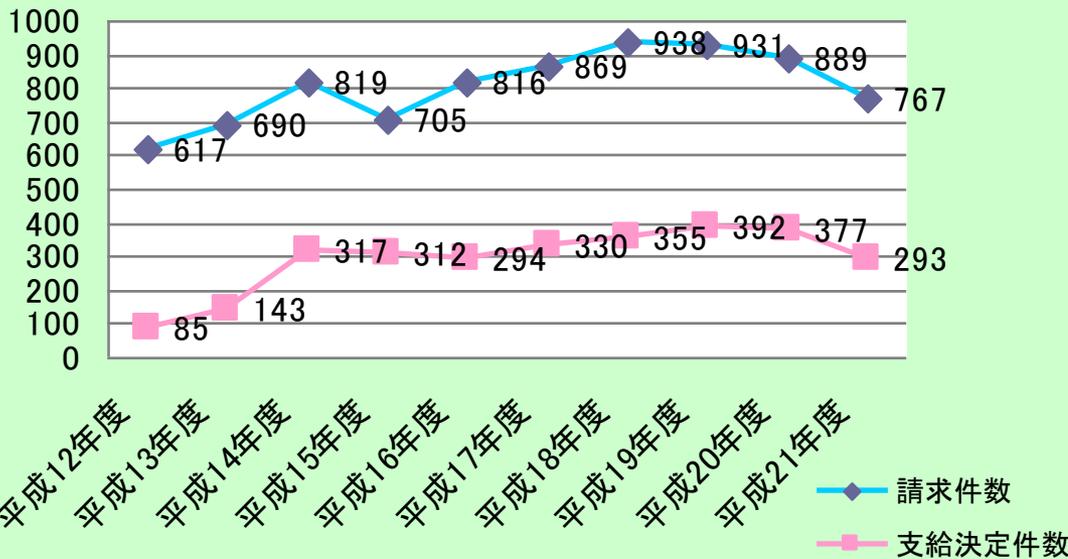
発症前1箇月間に概ね100時間 または **発症前2箇月～6箇月間に1箇月あたり概ね80時間**を超える時間外労働が認められる時、**業務と発症との関連性が強いものと評価できるとする。**

あなたの会社は大丈夫ですか

依然として多い労災事例…過労死事案

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
請求件数	931	889	767
支給決定件数	392	377	293

過労死等事案の労災補償状況



☆職種では「運輸・通信従事者」「専門的・技術的職業従事者」に多く発生

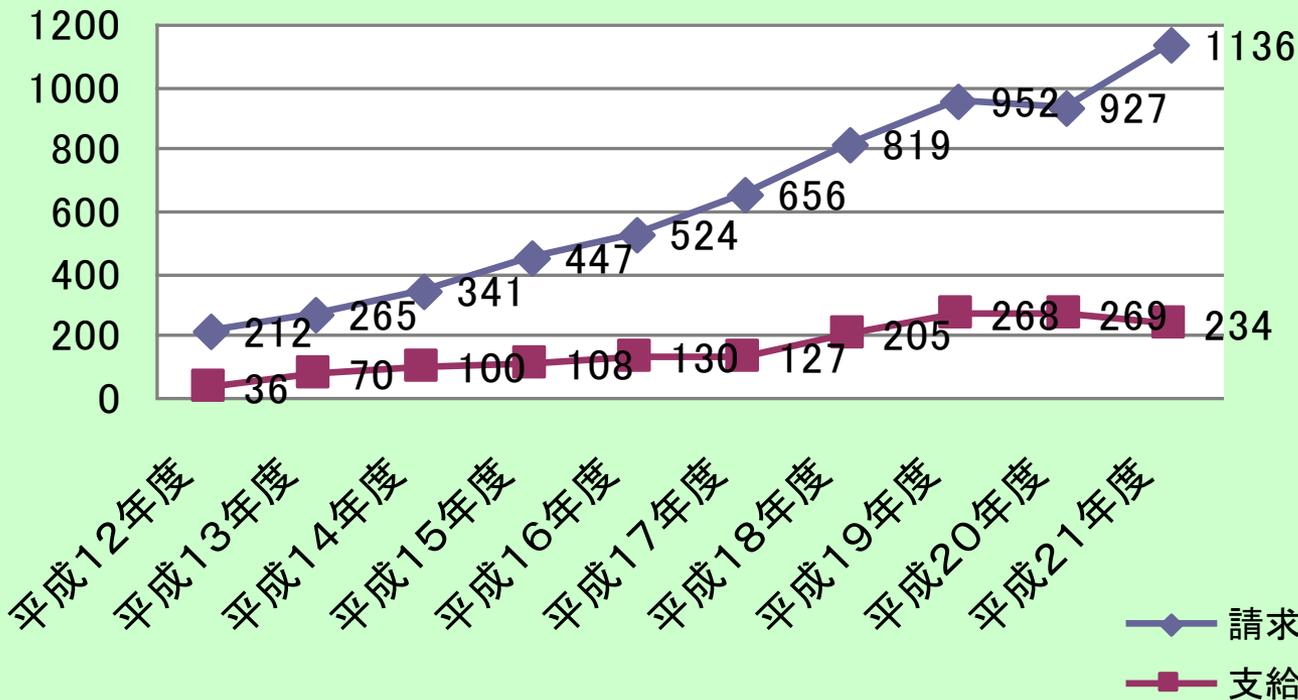
☆業種では「運輸業」「製造業」「建設業」「卸・小売業」に多く発生

ここ10年での脳血管疾患及び虚血性心疾患等（過労死等）の労災補償状況は、**労災請求が約1.2倍、労災認定が約3.5倍**となっている。

増えている労災事例…精神疾患等・精神障害等

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
請求件数	952	927	1136
支給決定件数	268	269	234

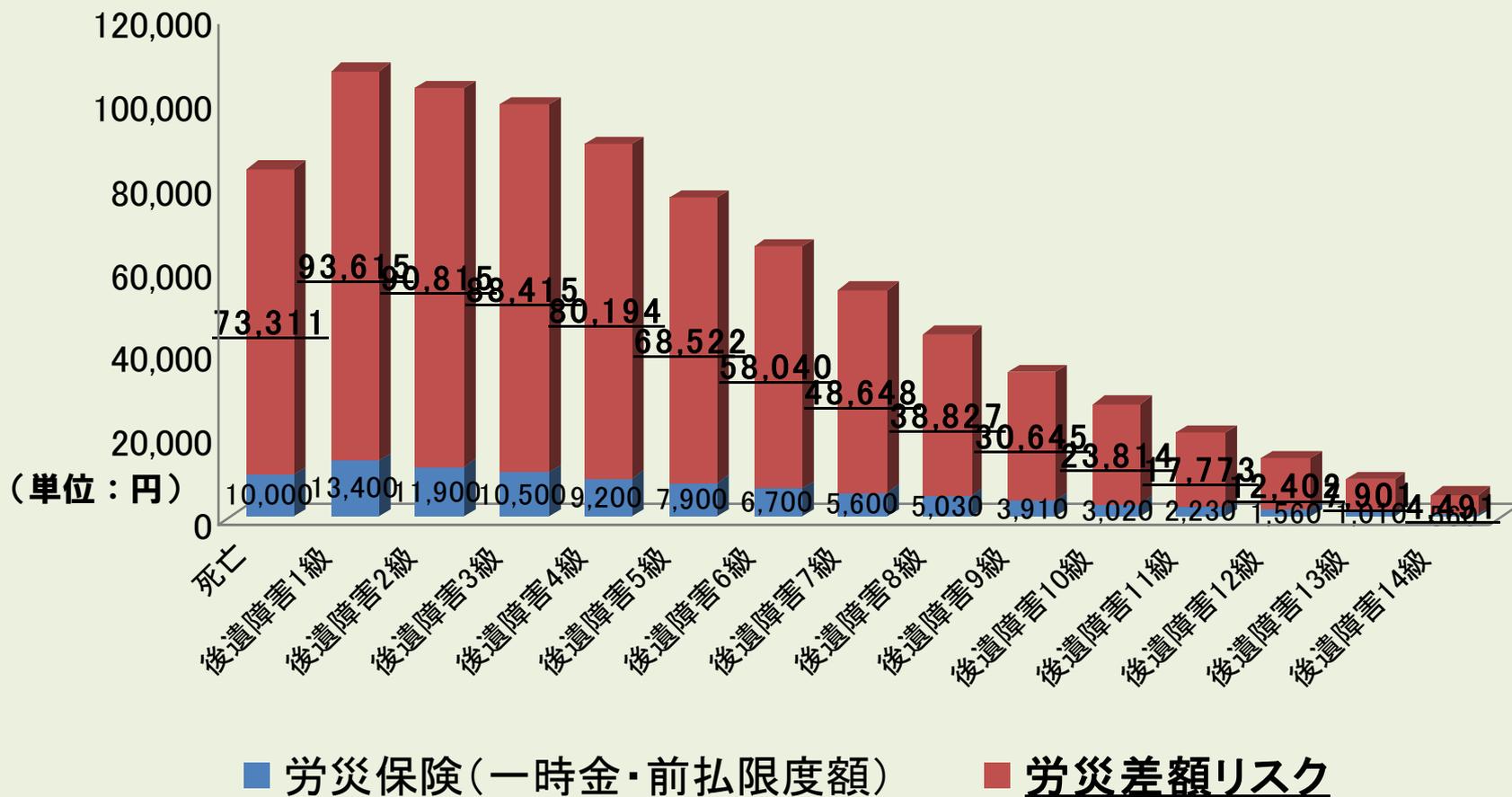
精神障害等による労災補償状況



☆職種では「事務従事者」「販売従事者」に多く発生

☆業種では「建設業」「運輸業・郵便業」「情報通信業」「医療・福祉業」に多く発生

労災差額リスクは最大9,360万円



(上記例) 被災労働者 年齢35歳(被扶養者2名) 年収500万円(給与360万円・賞与140万円)が死亡した場合 ※本人の過失割合は考慮しないものとします。

死亡した場合の損害賠償責任重症労災事故

逸失利益	1億円程度	労災保険
葬儀代金	200万円程度	労災保険
慰謝料	2000万円程度	なし

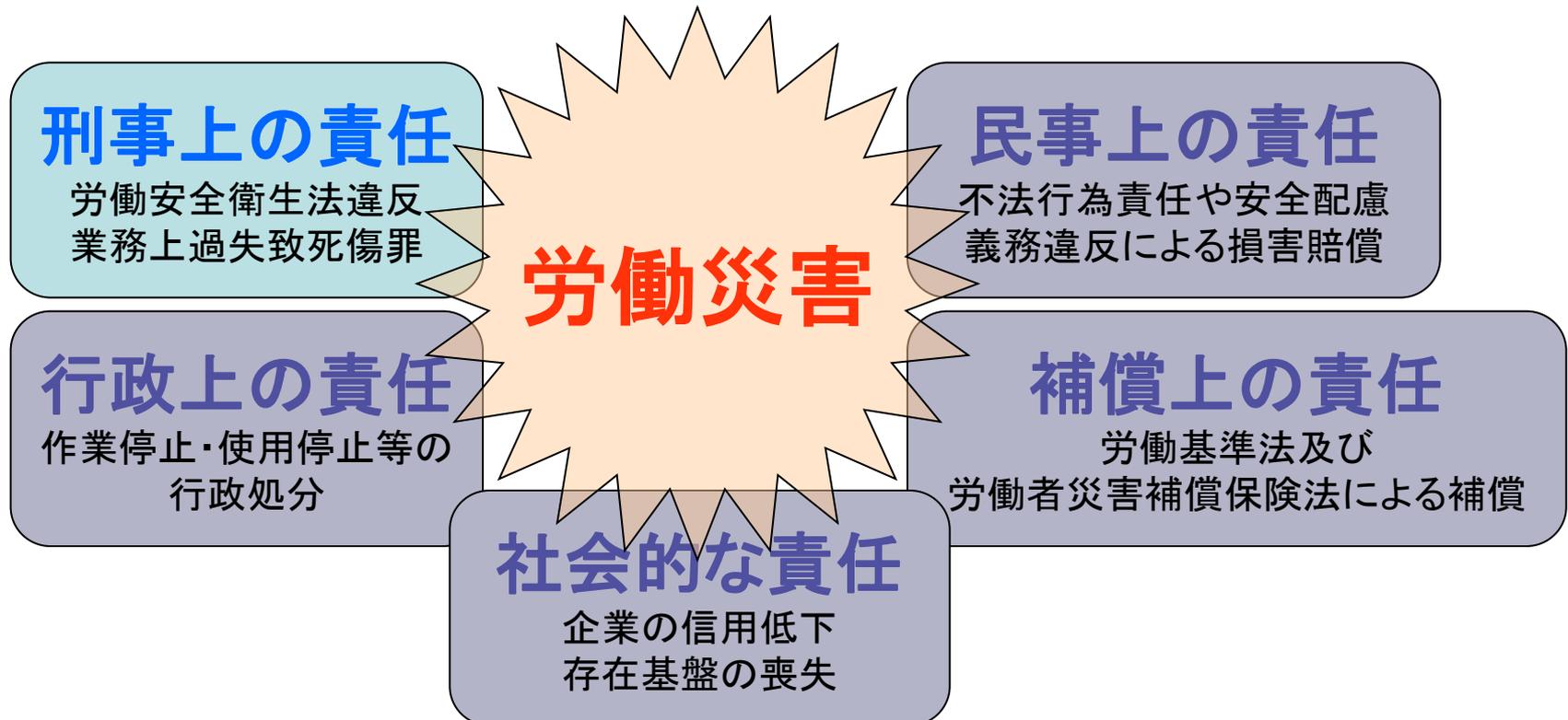
- 労災保険給付は、

- ⇒ 精神的苦痛に対する慰謝料がありません
- ⇒ 逸失利益が全額補償されません
- ⇒ 重症労災事故の保険給付が年金給付です
- 労災事故で企業が損害賠償義務を負い労災差額のリスクが顕在化した場合、**経営に重大な影響をもたらす高額の損害賠償を負うケースも珍しくありません。**

刑事罰に問われる場合もあります

「業務上過失致死」となれば、刑法211条が該当します。業務に伴う危険性があり、通常よりも注意義務が課せられるので、普通の「過失」より重い責任となります。

→ 5年以下の懲役もしくは禁固、または50万円以下の罰金とされています。



マクドナルドから続いている**名ばかり管理職**問題

2008年1月28日・・・日本最大手のハンバーガーチェーン「日本マクドナルド」の現役店長による**未払い残業代と慰謝料**を求めた訴訟において、東京地裁は日本マクドナルドに対し、**約750万円の支払い**を命じた。

2007年12月22日・・・また、家電量販チェーン・エディオンの子会社「ミドリ電化」でも、**37億円にものぼる残業代の不払い**が発覚。そのうち15億円は社員のうち約700人を管理職としてみなしていたことによるもの。社長ら4取締役は管理体制が**ずさん**だったとして**引責辞任**。

2008年8月22日・・・紳士服販売のコナカ(横浜市)の店長2人が、管理職として扱われ残業代が支払われないのは不当と申し立てた労働審判で、横浜地裁は22日、2人について「労働基準法が定める管理監督者に該当しない」との審判を下し、実態は「**名ばかり管理職**」だったと認めた。

2人を支援する全国一般東京東部労組によると、請求した**過去2年分の残業代計約1280万円**について、同地裁は「十分な資料がなく、3回の審理では確定できない」と判断。2人はあらためて同社に、**残業代の支払いを求める訴訟**を起こし、2010年2月8日コナカが2人に**解決金を払うことを条件に横浜地裁で和解が成立**した。

名ばかり管理職とは

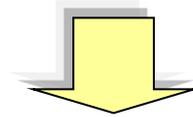
係長・課長
部長・店長

~~=~~

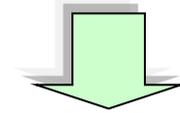
労働基準法上の
管理・監督者

+

一定の条件が必要



労働時間・休憩・休日に関する規定の適用がない



残業の支払が不要

注意！管理・監督者でも深夜割増、年次有給休暇は適用される。

名ばかり管理職と認定されると

- リスク1** 時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払い
2年間の時効に係らない部分の全額の支払い
- リスク2** 役職手当も割増の基礎に含めて再計算
管理監督者性が否定された場合は、当然、
役職手当も割増賃金の基礎に含めることになります。
- リスク3** 付加金の支払い命令
未払いの割増賃金等と同額までの付加金という
ペナルティが命じられる可能性があります。
→ マクドナルド事件の合計750万円の
支払い命令の内訳は約500万円が未払い残業代、
約250万が付加金。

依然として多い**是正企業数**

平成21年度 監督指導による賃金不払残業の是正結果

	平成21年度
是正企業数	1,221企業
対象労働者数	111,889人
労働者平均	10万円
支払われた割増賃金の合計	約116億298万円

※平成21年4月から平成22年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となったもの。

●1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案をみると、是正企業数は162企業(全体の13.3%)、対象労働者数は55,361人(全体の49.5%)、支払われた割増賃金の合計額は85億1,174万円(全体の73.4%)です。企業平均では5,254万円、労働者平均では15万円です。

●業種別等の状況

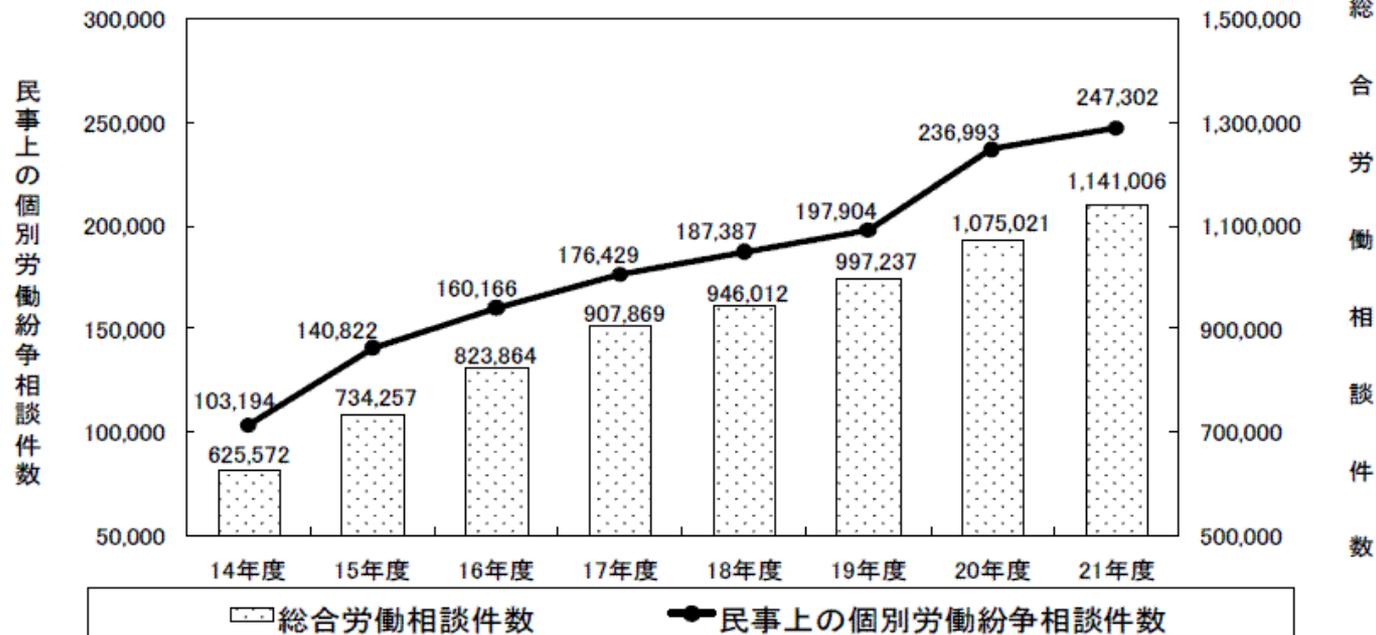
企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金額の全てにおいて製造業が最も多くなっています。

1企業での最高支払額は、12億4,206万円(飲食店)で、次いで11億561万円(銀行・信託業)、5億3,913万円(病院)の順です。

増えている労働者からの告訴・告発

平成21年度総合労働相談件数	114万1,006件
民事上の個別労働紛争相談件数	24万7,302件
助言・指導申出件数	7,778件
あっせん申請受理件数	7,821件

第1図 相談件数の推移



相談が多い項目	
第1位	解雇
第2位	労働条件の引下
第3位	いじめ・嫌がらせ

労働基準法違反には逮捕もあります

貨物運送業者と 同社代表取締役を逮捕！

本社営業所所属の自動車運転者3名に対し、**時間外労働に関する協定で定めた1日及び2週間の延長をさせることができる時間を超えて1日最大で11時間40分、又、2週間最大で69時間45分の時間外労働を行わせた**

労働時間管理や 健康診断の未実施で 東京地検が起訴！

労働基準法違反および労働安全衛生法違反で、**内装工事会社と同社の社長を略式起訴。連日の深夜残業をさせながら労働時間の管理や健康診断をしなかった。**

労務監査サービスで 正確なチェックを！

こんな企業に、おすすめです。

- 労働基準監督署・年金事務所・会計検査院
の調査が怖い！
- 社員から労働基準法等のコンプライアンス
違反を指摘された
- 弁護士からの未払い賃金の請求を受けた
- 労働組合からの団体交渉の申し出を受けた

当事務所の労務監査サービス実施手順

人事・労務監査の目的の確認

基本診断

質問シートの送付 又は ヒヤリング

診断結果とレポートの提出

改善計画のご提案

労務監査サービスは 当事務所へお任せください！

フォレスト社労士事務所では、労務監査サービスを通じて、御社の人事・労務制度に潜むリスクの発見から解決、改善まで、総合的にサポートいたします！

労使トラブルを未然に防ぐお手伝いをします

専門家と一緒に労務リスク軽減を考えて行きたい、という方は、お気軽にご連絡ください。

フォレスト社会保険労務士事務所

TEL 06-6441-7991 / FAX 06-7635-5113

Mail hayashi@forest-sr.com

日経新聞で紹介されました！

日本経済新聞

2011年(平成23年)2月6日(日曜日)

人事・労務の
監査を来月から
ブレインコンサル
人事コンサルタントの
ブレインコンサルティン
グオフィス(東京・千代
田、北村庄吾社長)は3
月から人事・労務の監査
サービスを始める。労働
基準監督署や年金事務
所、会計検査院が企業に
監査に入った場合にチェ
ックする重点項目をまと
めてシステム化。紙やウ
ェブ上の質問に答えてい
けば、法令違反リスクの
有無を即時に診断でき
る。初年度に1万社の利
用を見込む。

ブレイン社は全国約1
000人の社会保険労務
士らが参加する国内最大
の人事・労務の専門家ネ
ットワークを運営してい
る。新サービスは同ネッ
トワークの会員を通じて
提供。募集・採用や賃金、
安全衛生など8分野にわ
たり、改善すべき点や緊
急度を診断する。

近代セールスで特集されました！



フォレスト
社会保険労務士事務所



フォレスト社会保険労務士事務所は、
社会保険労務士の全国ネットワーク
(PSRnetwork)の参加事務所です